

## 栃木県教育委員会定例会会議録

平成28年3月17日(木)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席委員は次のとおりである。

1 番 (委員長)	岡	直 樹
2 番	吉 澤 慎	太 郎
3 番	伏 木 由	佳 子
4 番	工 藤	敬 子
5 番	陣 内	雄 次
6 番 (教育長)	古 澤	利 通

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	金 田	繁 夫
教 育 次 長	金 井	正 誠
総合教育センター所長	長 野	金 市
総 務 課 長	石 崎	隆 治
施 設 課 長	江 連	幸 宏
教 職 員 課 長	軽 部	美 誠
学 校 教 育 課 長	宇 梶	清 隆
特 別 支 援 教 育 室 長	中 田	好 和
生 涯 学 習 課 長	猪 瀬	晃 満
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	塩 澤	信 男
文 化 財 課 長	荷 見	祐 子
健 康 福 利 課 長	伊 藤	惠 治
国 体 準 備 室 長	今 泉	浩 明
総 務 主 幹	入 野	和 修
人 権 教 育 室 長	鈴 木	
児 童 生 徒 指 導 推 進 室 長	赤 羽	
学 力 向 上 推 進 室 長	野 中	
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	羽 瀬	

3 午前9時30分、委員は全員出席しており、委員会は成立したので、定例会を開催する旨を告げた。

4 委員長は、本日の会議録署名委員に5番陣内委員を指名した。

5 委員長は、本日の議案等のうち、報告10並びに第2号議案、第3号議案及び第4号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（旧法）第13条第6項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨、各委員に諮ったところ、全委員の賛成により非公開とすることに決定した。

6 委員長は、報告を受ける旨を告げた。

## 7 報 告

### (1) 栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正について

委員長から説明を求められ、総合教育センター所長が説明した。  
この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

#### 〔委 員〕

- ・ 2年目から5年目までに延べ4日間研修を実施していたものを必ず2年目と5年目に2日ずつ実施するということでよいか。

#### 〔事務局〕

- ・ お見込みのとおりである。
- ・ 基礎固めのため、特に2年目に重点を置くようにするものである。

### (2) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

委員長から説明を求められ、総務課長が説明した。  
この報告に関して、委員から質問や意見はなかった。

### (3) 栃木県公立学校職員給与条例等の一部改正について

### (4) 学校職員の分限に関する条例の一部改正について

委員長は、関連があるので報告3及び報告4について、一括して説明を受ける旨を告げた。

委員長から説明を求められ、教職員課長が説明した。  
この報告に関して、委員から質問や意見はなかった。

### (5) 栃木県公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の制定及び一部改正について

委員長から説明を求められ、教職員課長が説明した。  
この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

#### 〔委 員〕

- ・ これはさかのぼって、平成27年4月1日からの適用ということによいか。

#### 〔事務局〕

- ・ お見込みのとおりである。

### (6) 栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育み プランについて

委員長から説明を求められ、生涯学習課長が説明した。  
この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

#### 〔委 員〕

- ・ 11ページのアンケートでは、「生涯学習の機会として増えたほうがよいもの」で「特にない」が28.5%であったり、「社会貢献活動の参加状況」で「今まで参加したことはないが、今後は参加するかどうかわから

ない」が23.8%、「参加するつもりはない」が11.9%という結果であるのに対し、左の10ページの「生涯学習実践率」は高い結果であり、右ページと少し違和感を覚える。右ページのような人がいるとすれば、やはり周知徹底ということが課題になるのだろうと思う。

- ・ 47ページ以降の生涯学習関連施策を実施する課室は50にのぼる。「教育大綱」ができて上がる中で、知事部局との連携が重視されているが、このプランの中には大綱に関する記述が出て来ていない。大綱との考え方について記述し、もっと知事部局との連携が取れるということを明確に打ち出す必要はないのか。

〔事務局〕

- ・ 今回、大綱と同時並行で策定されたため、大綱との考え方についての記述はないが、生涯学習推進本部は知事が本部長となっており、知事部局との連携の重要性については十分に認識している。連携を密にし、生涯学習に対する県民への浸透度を高めていきたい。

〔委員〕

- ・ 25ページに「“とちぎ”らしい生涯学習の推進」とあるが、近隣県では「らしさ」をどのように掲げているのか知りたいので、資料があれば後でいただきたい。

(7) 「とちぎいにしえの回廊」の追加について

委員長から説明を求められ、文化財課長が説明した。  
この報告に関して、委員から質問や意見はなかった。

(8) 「栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」等3誌の発行について

委員長から説明を求められ、健康福利課長が説明した。  
この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 「アレルギー疾患対応マニュアル」については、命に関わることでもあるので、アレルギーを持つ子どもの保護者に対して、学校がどのような体制であるかを分かってもらうために概要版などを配付したらよいと思うがどうか。

〔事務局〕

- ・ 保護者に対しては、「学校生活管理指導表」や「調査票」などの必要部分について、周知を図っていきたい。また、ホームページには掲載するので、誰でも閲覧は可能となる。

〔委員〕

- ・ 食育が重要視されている中、「学校給食レシピ集」については、第1編とあるが、続けて作成していくのか。

〔事務局〕

- ・ 3か年計画であり、25市町プラス県立学校1校分のレシピを掲載していく予定である。

〔委員〕

- ・ 「薬物乱用防止教室開催マニュアル」については、コピー製本であるがどうか。

〔事務局〕

- ・ 一般向けではなく、開催側のマニュアルのためである。

(9) 第77回国民体育大会の開催準備状況について

委員長から説明を求められ、国体準備室長が説明した。

この報告に関して、委員から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 東京オリンピックの国立競技場の問題以来、小田原市の芸術文化創造センターの問題など、建築・設計の分野で逆風が吹いている。栃木ではそうならないとは思いますが、開催基本構想の10、11ページにあるように、県民総参加で実現するように進めていってほしい。

(10) 委員長は、報告10について議案の審議終了後に報告を受ける旨を告げた。

8 委員長は、審議に移る旨を告げた。

9 第1号議案 事務局の組織改編に係る栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、委員から質問や意見はなかった。

10 委員長は、一部順番を入れ替える旨を告げた。

11 第5号議案 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、委員から質問や意見はなかった。

12 第6号議案 栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則の一部改正について

第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、委員から質問や意見はなかった。

13 第7号議案 栃木県図書館協議会運営規則等の一部改正について

第7号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、委員から質問や意見はなかった。

14 第8号議案 栃木県スポーツ推進計画2020 ―とちぎスポーツ推進プラン―  
の策定について

第8号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、委員から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 国体の開催が平成34年であるのに、この計画は平成32年度までが対象となっている。継続ではなく、また仕切り直す必要が出てくるがどう考えるのか。

〔事務局〕

- ・ 本来であれば、国体までというのが理想的であるが、本計画は教育振興基本計画のスポーツ分野の計画に位置付けられるものであり、上位計画の5年間という期間に合わせたものである。
- ・ 5年後は、国体まであと2年となり、機運も高まり、状況も少し変わってくることも考えられる。次の計画では、国体の遺産（レガシー）ということも含めて考えていきたい。

〔委員〕

- ・ 前回1月の案のときから、精査されて非常に分かりやすいものになっていると思うが、2点ほど確認したい。
- ・ 施策4が「子どもの体力の向上への取組」から「幼少期からの運動機会の充実」となったのは何故か。
- ・ 25ページからの「生涯スポーツの推進」で、以前は「スポーツ・レクリエーション」という表記だったのが、すべて「レクリエーション」が削除されているのは何故か。

〔事務局〕

- ・ スポーツ推進審議会の委員から、「もう少しどの年齢・時期から取り組むのかを前面に出したほうがよい。」との意見があり、変更した次第である。
- ・ 「レクリエーション」という言葉は慣れ親しまれたものであるが、最近では「ニュースポーツ」という言葉も出てきているので、「スポーツ」という一つの言葉で表現した次第である。

〔委員〕

- ・ 「スポーツ」という範疇に入る競技は何か。例えば「アルティメット」などは「スポーツ」に入るのか。組織の有無など、何か線引きはあるのか。

〔事務局〕

- ・ 競技・種目としての「これがスポーツである」という明確な規定・線引きはないものと考えている。
- ・ 体を動かすという部分で、少し競技性があり、楽しさがあるものがスポーツではないかと考えられる。楽しさや充実感、健康や体力など様々なも

のを得ることができるものがスポーツである。スポーツというと、どうしても競技性を追ってしまうものだが、今では、「ニュースポーツ」なども含めて、徐々にこれら全体を「スポーツ」という言葉で表現してきていると思う。

〔委員〕

- ・ すごくよくまとまっていると思うが、一つ気になるのが19ページの総合スポーツゾーンの整備である。
- ・ 専門の委員会などを設置されて十分に検討しているのは承知しているが、今、あの辺りは住宅地であり、道路インフラもあまりよくないので、ゾーンとして整備するには相当頑張らないと行けないと思われる。また、整備後、きちんと活用されるにはアクセスをきちんと考えなくては混乱をきたすと思われるので、しっかりと対応していってほしい。

〔事務局〕

- ・ 県土整備部の総合スポーツゾーン整備室を中心に、支障のないように対応していくものと考えている。

〔委員〕

- ・ これから夢を抱いていくということでは、何かと叩かれがちではあるが、こうしたハードの整備も非常に大切だと思う。それに伴って、ソフトの面でも今後、体力づくりのみならず、県民皆が楽しんで成長していける仕組みづくりを考えていくとよいと思う。

〔委員〕

- ・ 先ほども申し上げたが、今、公共事業へは逆風が吹いている。県民が参画して了解できるような仕組みをかなり丁寧にやっていったほうがよいと思う。

- 15 委員長は、報告10並びに第2号議案、第3号議案及び第4号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 16 第4号議案 学校職員の分限に関する条例等に基づく人事委員会規則の制定について  
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 17 第2号議案 事務局等職員の人事について  
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 18 第3号議案 公立小・中学校及び県立学校長の人事について  
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 19 委員長は、報告10について説明を受ける旨を告げた。  
(10) 教員の採用無効について  
委員長から説明を求められ、教職員課長が説明した。

20 委員長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時30分、閉会した。